

有限会社グリーン・フィールド 約款

第1章 総則

第1条 (目的) 本約款は、有限会社グリーン・フィールド（以下「甲」という）が提供するゴルフ関連サービス（ゴルフカーの販売・修理・メンテナンス、1BAG電動カートのレンタル・販売等。以下「本サービス」という）の利用に関し、甲及びサービス利用者（以下「乙」という）の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条 (本約款の適用)

1. 本約款は、乙が本サービスを利用する全ての場合に適用されます。
2. 甲が別途定める個別規定、説明、通知等（以下「個別規定等」という）がある場合、個別規定等は本約款の一部を構成するものとします。本約款と個別規定等が抵触する場合は、**個別規定等が優先して適用**されます。

第2章 販売、修理およびメンテナンスサービスに関する規定

第3条 (販売契約) ゴルフカー等の販売契約は、乙の購入申し込みに対し、甲が承諾の意思表示をした時点で成立します。売買代金の支払方法、引き渡し、保証等については、個別に取り交わす契約書または見積書に定めるものとします。

第4条 (修理およびメンテナンス)

1. 甲は、ゴルフカー等の修理およびメンテナンスサービスを提供します。
2. 乙は、修理等の依頼に際し、甲に対し、別途定める料金表に基づき算定される費用を支払うものとします。
3. 修理等の完了後の保証については、甲が別途定める保証規定またはメーカーの保証規定に従うものとします。

第3章 カートレンタルサービスに関する規定（1BAG電動カート等）

第5条 (レンタル契約の成立)

1. 乙が甲に対し、甲所定の方法によりレンタル利用を申し込み、甲がこれを承諾することにより、レンタル契約が成立します。
2. 甲は、乙の申し込み内容に基づき、レンタル物件（以下「本物件」という）を乙に引き渡します。引き渡しをもって、本物件の占有は乙に移転します。

第6条 (レンタル期間と料金)

1. レンタル期間およびレンタル料金は、甲と乙が合意し、別途定める契約書または見積書に記載された期間および金額とします。
2. 乙は、レンタル料金を、甲が指定する方法により、指定する期日までに支払うものとします。

第7条 (本物件の管理)

1. 乙は、本物件を善良な管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。
2. 乙は、本物件をレンタル目的以外に使用してはならず、また、甲の書面による事前の承諾なくして、本物件の改造、分解、修理その他現状を変更する行為を行ってはなりません。

第8条 (故障、破損、紛失)

1. 乙の責に帰すべき事由により本物件が故障、破損、または紛失した場合、乙は、甲に対し、修理費用または当該本物件の再調達に要する費用等、甲が被った一切の損害を賠償するものとします。
2. 本物件の引き渡し後に生じた故障、破損等が甲の責に帰すべき事由によるものでない場合、レンタル期間中のレンタル料金の支払義務は継続します。

第9条 (禁止事項) 乙は、レンタル期間中、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 本物件を第三者に譲渡、転貸、または担保に供すること。
2. 本物件をレンタル契約成立時の利用場所または利用目的以外に使用すること。

第4章 雑則

第10条 (免責事項)

1. 甲は、天災地変、その他の不可抗力、または甲の責に帰さない事由により乙に生じた損害について、一切の責任を負いません。
2. 本サービスに関連して乙と他の利用者または第三者との間で生じた紛争について、甲は一切責任を負わないものとします。

第11条 (個人情報の取扱い) 甲は、本サービスの提供を通じて知り得た乙の個人情報について、甲が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第12条 (準拠法および合意管轄)

1. 本約款の準拠法は、日本法とします。
2. 本約款または本サービスに関連して甲と乙との間で生じた一切の紛争については、甲の本店所在地（愛知県日進市）を管轄する裁判所を**第一審の専属的合意管轄裁判所**とします。

付則 本約款は、2025年10月1日から施行します。